

令和6年度発達障害関係予算要望事項 に対する回答書



内容

1	共通項目（家庭・福祉・教育・就労の連携）	4
	相談窓口の一元化と「トライアングル」プロジェクトの充実	4
2	障害福祉	4
	(1) 発達障害に関する理解促進（発達障害講演会のハイブリット開催と録画配信）	4
	(2) 発達障害者支援センター及びこころの健康センターにおけるオンライン相談体制の整備	5
	(3) 発達障害のある人への支援	5
	(ア) ひとり暮らしの発達障害者に対する居宅訪問	5
	(イ) 発達障害者社会参加事業の拡充	6
	(ウ) ケアラーとして家族介護する発達障害のある人への支援	6
	(エ) ひきこもりの発達障害者に対する障害特性に応じた支援技法の確立	7
	(4) 家族（親、きょうだい、配偶者等）に対する支援	7
	(ア) 小学4年以上の発達障害の子どもを持つ親に対する支援体制（ピアサポートや講座等）	7
	(イ) 発達障害の親を持つ子どもや発達障害者のきょうだい及び配偶者等への支援	8
	(5) 発達障害の診療待機解消のための医師の育成	8
	(6) 発達障害の療育待機解消のための民間機関との連携	9
3	教育	10
	(1) 合理的配慮とインクルーシブ教育システムの充実	10
	(ア) 全教職員に対する障害理解・子どもの人権・共生社会の理念についての研修の実施	10
	(イ) 通常級におけるICT活用等による特別支援教育の質の向上	10
	(ウ) 在籍校で通級指導が受けられる体制整備（通級指導教室の拡充・巡回指導・ICTリモート指導）	10
	(エ) 家庭における学習指導と学校の教科指導との連携（有効なソフト・アプリの柔軟な使用）	11
	(2) 生涯学習における発達障害の理解啓発	11
	(3) 職業教育の充実とキャリア教育コーディネーターの活用	11
4	就労	12
	(1) 発達障害者就労支援センターの新設（民間委託への検討）	12
	(2) 障害者総合支援センターにおけるジョブコーチの増員と職場定着支援の強化	12
	(3) 障害者総合支援センターにおける就労選択支援の導入	12

- (4) 発達障害の特性に応じた企業や職種の新規開拓13
- (5) ICT を活用した効果的な発達障害者就労支援技法の情報提供13
- (6) 事業所における発達障害の合理的配慮情報の周知徹底13

1 共通項目（家庭・福祉・教育・就労の連携）

相談窓口の一元化と「トライアングル」プロジェクトの充実

さいたま市発達障害者支援センターにおきましては、現時点では相談窓口の一元化に関する具体的な計画はございません。しかし、家庭・福祉・教育等の関連する部署がなお一層連携を強化し、発達障害児者支援に係る支援を複合的・総合的に行うことは大変重要なことだと認識しております。今後も引き続き広く市民の皆様や関係各部署の御意見をお伺いしながら、本市における相談窓口の在り方について検討を重ねてまいります。

教育委員会では、トライアングルプロジェクトの周知及び推進について、これまで、各学校への通知し、各種研修会で取り上げてまいりました。

今後もより一層、家庭と教育と福祉の連携が進み、切れ目のない支援体制が強化されるよう、努めてまいります。

【障害者総合支援センター】

【特別支援教育室】

2 障害福祉

（1）発達障害に関する理解促進（発達障害講演会のハイブリット開催と録画配信）

会場での講演と、長期にわたり公開される動画での講演では、講師の負担も異なり、話す内容にも影響するため、原則、講演会は会場での開催としております。

ただし、世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間に合わせて実施しております3月の発達障害に関する講演会は、広く様々な方に、発達障害を知っていただき、発達障害に関する理解を深めていただくことを目的としております。リアル開催とオンライン開催を併合したハイブリッド型講演や録画配信は、参加が難しい場所におられたり、時間的な制約があるという方にも無理ない形で参加していただける方法と認識しており、啓発を目的としたこの講演会については、実施に課題はございますが、試験的な実施も含めて検討してまいります。

【障害政策課】

(2) 発達障害者支援センター及びこころの健康センターにおけるオンライン相談体制の整備

さいたま市発達障害者支援センターでは、オンラインによる相談につきましては、個人情報取り扱いや流出に関するセキュリティ上の対策が必要なこと、また緊急時における危機介入が困難なこと等から、配慮すべき点や課題となる点が多いと考え、慎重に対応策を検討していく必要があると考えております。昨今のコロナ禍におきましては、オンライン相談の実施はありませんでしたが、来所困難な方につきましては、電話相談枠を設け対応いたしました。現在も来所が困難な理由があり、電話相談を御希望される継続相談者には、引き続き電話相談での対応を実施しております。

今後も社会情勢に合わせながら、電話相談枠の確保とオンラインによる相談体制の整備について検討を重ねてまいりたいと思います。

こころの健康センターでは、来所困難な方には電話での対応を行っておりますが、ご本人の状況に応じて訪問による相談支援を実施しております。また、オンラインによる相談については、セキュリティ上の課題や機材整備の問題などもあることから、引き続き検討を重ねてまいります。

【障害者総合支援センター】

【こころの健康センター】

(3) 発達障害のある人への支援

(ア) ひとり暮らしの発達障害者に対する居宅訪問

さいたま市では、障害のある方の身近な相談支援機関として、障害者生活支援センターを市内に11箇所設置しております。

同センターにおいて、障害のある方の生活全般に関する事柄について、電話や支援者による訪問等で対応しておりますが、障害のある方の多様なニーズに対応できるよう、今後も適切な相談支援に努めてまいります。

【障害福祉課】

(イ) 発達障害者社会参加事業の拡充

さいたま市発達障害者社会参加事業はさいたま市発達障害者支援センターに継続相談をしている方で、既存の社会資源に繋がりにくく、社会から孤立しがちな発達障害のある方を対象としております。利用開始にあたっては、利用希望を受けて、個別担当者が集団利用に関するアセスメントを行い、見学・体験といったステップを経て本格利用へと進んでいただきます。個々の障害特性への配慮はもちろんのこと、対人不安や集団参加への緊張等、個別的な配慮を大切にしながらその人のペースに合わせてじっくり関わられるよう、事業者と個別担当者が連携して支援を行っております。このように一人ひとりの個別性を重視し、きめ細やかにサポートしていくことで適応力の向上に繋がり、地域の社会資源利用が可能になることから、現状では、新規受け入れ条件を変更する予定はございません。今後も引き続き、御利用者の状況を確認しながらより良い事業実施に向け努力してまいります。

【障害者総合支援センター】

(ウ) ケアラーとして家族介護する発達障害のある人への支援

さいたま市発達障害者支援センターでは、当事者の生活や就労に関する様々な御相談を受け付けております。生活に関する御相談には御家族との関わり方も含まれます。多様な御相談の中で御家族の介護の問題が現れ、当事者がケアラーとなっていることが明らかになった際には、発達障害の特性によってどんな困難さがあるかを当事者と共に整理し、対応を検討します。また必要に応じて関係機関と連携を図り、当事者の負担軽減に努めてまいります。

【障害者総合支援センター】

(エ) ひきこもりの発達障害者に対する障害特性に応じた支援技法の確立

さいたま市発達障害者支援センターでは、ひきこもりの状態にある発達障害当事者に関する御相談もお受けしています。その際、御家族や御本人とのお話合いの中で、生活場面や集団場面等における感覚過敏やこだわり等の発達障害特性による適応の難しさ、辛さについても確認させていただき、状況を共有しながら支援を組み立てています。今後も個別的な事情を充分考慮しながら、現状で取り組めそうな障害特性に応じた取組みの工夫や環境への働きかけ等について、適切な提案や支援を行えるよう努力してまいります。

こころの健康センターでは、ひきこもりに関する御相談をお受けしております。ひきこもり状態にある方の様々な背景要因の一つに、発達の特徴があり、御相談では発達の特徴による多様な悩みや辛さを抱える個々の心情や背景に寄り添い、支援を行っております。今後も引き続き状況に応じた適切な対応ができるよう取り組んでまいります。

【障害者総合支援センター】

【こころの健康センター】

(4) 家族（親、きょうだい、配偶者等）に対する支援

(ア) 小学4年以上の発達障害の子どもを持つ親に対する支援体制（ピアサポートや講座等）

小学4年以上の発達障害の子どものご家族についてはペアレントトレーニング、ペアレントメンターの対象外となりますが、ご要望に応じて、相談・情報入手先として、障害福祉ガイドブック掲載の障害者相談員や障害者団体を紹介してまいります。

【障害政策課】

(イ) 発達障害の親を持つ子どもや発達障害者のきょうだい及び配偶者等への支援

さいたま市発達障害者支援センターは、ごきょうだい、配偶者の方などを含めた御家族からの御相談もお受けしております。個別支援の中で配偶者との関わり方やごきょうだいのお気持ちを伺ったり、個々の事情に合わせた取組みについて、一緒に検討しております。また、御希望に応じて御家族対象の講座にも御参加いただき、発達障害に関する理解を深めながら、御家族同士の交流や相互に支え合う機会の一つとしていただいています。今後も引き続き、御家族や配偶者、ごきょうだいに参加していただける機会を設け、御家族同士が繋がれるよう支援してまいります。

【障害者総合支援センター】

(5) 発達障害の診療待機解消のための医師の育成

さいたま市では、埼玉県と共同で医療関係者向けに次の研修を実施しています。

- ・かかりつけ医研修（発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた研修を実施）
 - ・医師向け研修（精神科・小児科医を対象）
 - ・看護師向け研修（小児科・精神科等医療機関に勤務する看護師等を対象）
- 今後も、埼玉県と共同して研修を進めてまいります。

【障害政策課】

(6) 発達障害の療育待機解消のための民間機関との連携

地域の医療機関でも発達障害児の診察をより受入れやすくなるよう、発達障害児にかかわる医師の確保に向けた診療報酬の見直しを行うよう国に要望しているところです。

併せて、県との合同によるかかりつけ医研修を実施し、地域の医療機関の医師に発達障害児の診察ができるよう取り組んでおります。

また、初診待ち期間の長期化と市内における地域偏在の課題を解消するため、令和6年2月1日に岩槻区府内に療育センターひなぎくを開設いたします。療育センターひなぎくでは、地域の事業所等と連携し、初診待期間の長期化解消を目的とする事業を検討してまいります。

【ひまわり学園総務課】

市内障害児通所支援事業所に対し、発達障害児に対する療育の提供状況を把握するため、実施している療育内容等についてアンケート調査を行いました。調査結果については近日中に市ホームページに掲載する予定となっております。

【障害政策課】

3 教育

- (1) 合理的配慮とインクルーシブ教育システムの充実
(ア) 全教職員に対する障害理解・子どもの人権・共生社会の理念についての研修の実施

さいたま市教育委員会では、「さいたま市学校職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」や「ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた授業づくり」を作成し、周知を図っております。今後も管理職や特別支援教育コーディネーターを対象とした研修において、合理的配慮の提供の周知について進めてまいります。

さいたま市では、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、朝の会や各教科、特別活動等で共に活動する交流及び共同学習を積極的に実施しています。この活動を通して、児童生徒に対して合理的配慮の理解を進めてまいります。

【特別支援教育室】

- (イ) 通常級における ICT 活用等による特別支援教育の質の向上

読み書きに困難がある児童生徒への対応として、授業だけでなく、テストの際にも ICT 機器を活用する等、児童生徒の実態に応じて、保護者や児童生徒本人の思いに寄り添った対応を、可能な限り行っていくよう、管理職や特別支援教育コーディネーターを対象とした研修の際に、引き続き、周知を図ってまいります。

【特別支援教育室】

- (ウ) 在籍校で通級指導が受けられる体制整備（通級指導教室の拡充・巡回指導・ICT リモート指導）

現在、さいたま市教育委員会では、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、身近な教室で障害に応じた特別の指導が受けられるよう、通級指導教室の拡充を進めております。また、通級指導教室に通う児童生徒の指導効果を高めることを目的にして、通級指導教室担当者が児童生徒の在籍校に訪問して行う訪問による指導や、パソコンを活用したオンラインによる指導を、必要な児童生徒に対して実施しているケースもございます。

【特別支援教育室】

(エ) 家庭における学習指導と学校の教科指導との連携（有効なソフト・アプリの柔軟な使用）

合理的配慮の視点からも、学校生活に影響がない範囲で、家庭での学習活動と、学校の教育活動を連携していくことは重要であると認識しております。

例えば、学校長と相談の上、児童生徒の特性に合ったソフトやアプリを活用したり、家庭で使用している ICT 機器等を学校に持ち込み、授業等で活用したりすることで、個別最適な学びのより一層の充実が期待されます。

教育委員会といたしましても、学校と連携しながら、児童生徒や保護者の要望を丁寧に聞き取り、特性に合わせて柔軟に対応してまいります。

【教育研究所】

(2) 生涯学習における発達障害の理解啓発

「障害者の生涯学習の推進」として、公民館では障害者が地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、障害をテーマとした事業や障害者に配慮した事業等を実施しておりますので、それらを一層充実させるとともに、引き続き様々な学習機会の提供に努めてまいります。

【生涯学習総合センター】

(3) 職業教育の充実とキャリア教育コーディネーターの活用

教育委員会では、児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、基盤となる資質・能力を身に付けられるよう、特別活動の学級活動の中核としながら、学校行事、総合的な学習の時間や各教科における学習を通じて、キャリア教育の推進を図っております。

探究学習プログラム「さいたまエンジン」では、キャリア教育コーディネーターの資格をもつ企業の社員が地元の協力企業を取りまとめ、学校に社員の派遣を行っており、中学生の地元企業への提案を通じて地域の新しい可能性を発見する教育活動を実施しております。

【指導一課】

4 就労

(1) 発達障害者就労支援センターの新設（民間委託への検討）

さいたま市では特定の障害に特化した就労支援センターの設置予定はございません。

発達障害者で就労中、または就職活動を希望される方に関しては、さいたま市障害者総合支援センター就労支援係と発達障害者支援係（発達障害者支援センター）が連携し支援を行ってまいります。

【障害者総合支援センター】

(2) 障害者総合支援センターにおけるジョブコーチの増員と職場定着支援の強化

さいたま市障害者総合支援センターではジョブコーチの増員予定はありません。

なお、ジョブコーチ派遣は障害者従業員と職場、双方の了解を得て実施しています。派遣は永続的に実施するものではなく、職場の同僚等による支援（ナチュラルサポート）ができるように支援することも目的となります。

職場定着支援に関しては、引き続きジョブコーチ支援のほか、センター内での面談も活用し、ご本人が長く勤められるよう支援してまいります。

【障害者総合支援センター】

(3) 障害者総合支援センターにおける就労選択支援の導入

改正障害者総合支援法で新たに創設された就労選択支援については、令和7年10月1日施行予定とされていますが、現時点では具体的内容が確定していません。

就労選択支援の実施にあたっては、就労移行支援事業所などの障害者総合支援法における指定障害福祉サービス事業所が実施主体になることも見込まれることから、詳細が確定次第、関係課を含めて対応を検討してまいります。

【障害者総合支援センター】

(4) 発達障害の特性に応じた企業や職種の新規開拓

さいたま市障害者総合支援センターでは、新規に障害者雇用を始める企業に対して、ハローワークや埼玉県と連携し、助成金や企業支援、障害者就労支援などトータルで支援のお話をして新規開拓を進めております。

同じ発達障害（診断名）でも得意不得意は個人によって異なりますので、発達障害の一般的特性に応じた企業や職種での新規開拓は進めておりませんが、障害者が就職する段階で職場実習を実施するなどしてマッチングを重視し、長く働き続けられるよう定着支援を進めております。

【障害者総合支援センター】

(5) ICT を活用した効果的な発達障害者就労支援技法の情報提供

いただいたご意見は参考とさせていただきます。

【障害者総合支援センター】

(6) 事業所における発達障害の合理的配慮情報の周知徹底

同じ発達障害（診断名）でも必要な合理的配慮は人によって異なります。

さいたま市障害者総合支援センターでは、障害者が就職活動する段階で職場実習を実施するなどして、その人に必要は合理的配慮が何かを把握し、企業にお伝えして理解いただくよう努めています。

【障害者総合支援センター】